

体験しよう！裁判員

～法廷の真実・判決の行方～

開催報告



大津地方・家庭裁判所では、平成29年度憲法週間記念行事として、平成29年5月27日(土)に参加型プログラム「体験しよう！裁判員～法廷の真実・判決の行方～」を開催しました。24名の小・中学生と、その保護者の皆様にご参加いただきました。当日の様子を紹介します。

導入

はじめに大津地方裁判所刑事部の裁判官と職員から、裁判員制度や、刑事裁判で使用する法律用語、この後の模擬裁判の事件内容について説明がありました。集まった子どもたちは真剣に耳を傾けています。



模擬裁判員裁判

裁判官・裁判員・検察官・弁護士・証人の役に分かれ、シナリオに沿って模擬裁判員裁判が進みます。配役は子どもたち自身が選び、真剣な表情と迫真の演技を見せてくれました。保護者の方にも裁判官・裁判員席へ座っていただき、裁判員裁判を体感していただきました。

評議

模擬裁判の後、2つのグループに分かれて、裁判官と一緒に被告人は有罪か、無罪かを考えました。それぞれの意見が活発に飛び交い、熱のある議論が繰り広げられます。子どもたちが真剣に考え、自分の考えを表現する姿勢に感心させられました。時間はまだ足りなさそうでしたが、最後にグループで意見をまとめ、発表してもらいました。



その後の裁判官への質問コーナーでは、子どもたちと保護者の皆様から、「なぜ裁判官になったのか」「裁判官の1日の仕事は」等たくさんの質問が寄せられました。



参加者の皆様から、「模擬裁判員裁判を体験できて楽しかった」「裁判所を身近に感じる事ができた」等の感想をいただきました。ご参加いただき、ありがとうございます。

大津地方・家庭裁判所では、年に2回、5月の憲法週間と10月の法の日週間に合わせて、様々な内容の行事を行っています。また、団体による裁判傍聴や裁判員制度説明会の申込みも受け付けています。興味のある方は、総務課文書係(☎077-503-8112)までご連絡ください。